

証券コード 6184  
平成30年4月5日

## 株主各位

東京都中央区八重洲一丁目6番6号  
株式会社鎌倉新書  
代表取締役社長 相木 孝仁

## 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月19日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月20日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 B+Cルーム  
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第34期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kamakura-net.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から、取締役会長に変更いたたく、第14条（招集権者および議長）及び第23条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第34期の期末配当につきましては、以下の内容といたしましたく、ご承認をお願いするものであります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

① 当社普通株式1株につき金6円

② 配当総額 55,277,736円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年4月23日

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	清水 祐孝 (昭和38年1月24日)	昭和61年4月 国際証券株式会社入社 平成2年1月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成25年12月 公益財団法人つなぐいち 基金理事(現任) 平成28年2月 当社執行役員 平成29年9月 当社代表取締役会長 (現任)	2,914,736株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	相木孝仁 (昭和47年1月30日)	<p>平成6年4月 日本電信電話株式会社入社</p> <p>平成11年8月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社</p> <p>平成14年11月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社</p> <p>平成16年8月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社</p> <p>平成19年11月 楽天株式会社入社</p> <p>平成22年5月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）代表取締役社長</p> <p>平成25年2月 楽天株式会社 常務執行役員</p> <p>平成26年2月 RAKUTEN KOBOT, INC CEO</p> <p>平成28年1月 VIBER MEDIA LIMITED 取締役会長</p> <p>平成28年4月 楽天株式会社 デジタルコンテンツカンパニー プレジデント 兼 楽天ヨーロッパ CEO</p> <p>平成29年4月 当社取締役</p> <p>当社取締役副社長</p> <p>平成29年9月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	84,264株
3	須藤諭史 (昭和52年2月9日)	<p>平成16年4月 応用地質株式会社入社</p> <p>平成19年9月 富士電機株式会社入社</p> <p>平成24年3月 株式会社コロプラ入社</p> <p>平成25年2月 株式会社ワコム入社</p> <p>平成26年2月 当社入社 経営管理部部長 (現任)</p> <p>平成26年7月 当社執行役員(現任)</p> <p>平成27年4月 当社取締役(現任)</p> <p>平成29年11月 当社金融サービス準備室長 (現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	川辺英彦 (昭和50年12月26日) かわべひでひこ	平成11年4月 株式会社ジェーシービー入社 平成18年4月 株式会社エムアウト入社 平成20年2月 株式会社ムロドー入社 平成26年4月 当社入社 平成26年10月 当社ライフエンディング事業1部長 平成29年2月 当社執行役員(現任) 平成29年4月 当社取締役(現任) 平成29年7月 当社書籍コンテンツ事業部長(現任) 平成29年10月 当社開発室長(現任)	一株
5	小林史生 (昭和49年2月15日) こばやしふみお	平成10年4月 日産トレーディング株式会社入社 平成12年8月 楽天株式会社入社 平成20年10月 米国 LinkShare Corporation (現 Rakuten Marketing) Vice President 平成23年4月 米国 Rakuten.com President 平成29年6月 当社入社 当社執行役員(現任)	一株

(注) ※各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	植松 則行 (昭和35年6月24日)	昭和60年3月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成11年6月 デロイトトーマツコンサル ティング株式会社グローバ ルパートナー 平成15年8月 株式会社電通経営企画局主 管 平成20年7月 植松公認会計士事務所所長 (現任) 平成24年5月 株式会社みらい知的財産技 術研究所監査役 平成24年6月 株式会社エヌジエーケー社 外監査役 平成25年2月 国際マネジメントシステム 認証機構株式会社監査役 (現任) 平成25年8月 コノコ医療電機株式会社監 査役 平成27年1月 当社社外監査役 平成28年4月 当社社外取締役・監査等委 員(現任) 平成28年6月 アステラス製薬株式会社社 外監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	河合 順子 (昭和49年12月10日)	<p>平成16年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所(現 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所(現任)</p> <p>平成22年5月 デューク大学ロースクール修士課程(LL.M)修了</p> <p>平成22年8月 マスダ・フナイ・アイファードミッセル法律事務所(シカゴ)勤務</p> <p>平成23年7月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>平成23年12月 君合法律事務所(北京)入所</p> <p>平成25年3月 一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事(現任)</p> <p>平成25年6月 北京大学ロースクール修士課程修了</p> <p>平成27年1月 当社社外監査役</p> <p>平成28年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	末澤和政 (昭和23年9月3日)  なえ ざわ かずまさ	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成11年6月 同行営業第六部長 平成13年6月 同和鉱業株式会社(現 D OWAホールディングス株式会社)執行役員 平成14年3月 同社執行役員兼藤田観光株式会社監査役 平成14年6月 同社取締役コーポレートスタッフ管掌兼藤田観光株式会社監査役 平成15年4月 同社取締役・CFO(最高財務責任者)コーポレートスタッフ管掌 平成18年6月 同社取締役副社長 平成19年10月 同社取締役副社長兼藤田観光株式会社顧問 平成20年3月 藤田観光株式会社代表取締役社長兼執行役員社長 同社会長 平成25年3月 同社相談役 平成26年3月 東部商事株式会社非常勤監査役(現任) 平成28年2月 当社社外取締役・監査等委員(現任) 平成28年4月 株式会社大氣社社外取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 植松則行氏、河合順子氏及び末澤和政氏は社外取締役候補者であります。  
 　また、各氏の選任が承認された場合には、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。  
 3. 植松則行氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、植松則行氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。

4. 河合順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、河合順子氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
5. 末澤和政氏は、上場会社の経営に携われた長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、末澤和政氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
6. 当社は、植松則行氏、河合順子氏及び末澤和政氏との間で、各氏に期待された役割を十分に発揮していただけるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であります。

以上

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成29年2月1日から)  
(平成30年1月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いている一方で、米国の経済・金融政策の動向や北朝鮮情勢など海外動向に対する警戒心感は依然根強く、不透明な状況が続いております。

当社が属するライフエンディング市場におきましては、潜在的需要は人口動態を背景に年々増加すると推測され、「終活」の浸透が進み、ライフエンディングに対する社会的関心は日増しに高まりを見せております。しかしながら、仏壇仏具やお墓等におきましては、ユーザーの節約志向に加え、ユーザーの生活スタイルや価値観の多様化による購入商品の小型化・低価格化の傾向が継続しております。葬祭事業においても、核家族化や葬儀規模の縮小により、単価は減少傾向が続いております。

このような事業環境の中、当社はライフエンディング周辺事業への事業開拓や新規提携先の開拓、知名度・コーポレートブランドの価値を高めるために広報・PR活動を強化するなど、数多くの施策を行なって参りました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,709,105千円（前事業年度比28.3%増）、営業利益は405,096千円（前事業年度比23.7%増）、経常利益は360,095千円（前事業年度比11.1%増）、当期純利益は254,782千円（前事業年度比23.5%増）となりました。

なお、当社はライフエンディングサービス事業の单一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

#### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は31,579千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

#### ①当事業年度中に取得した主要設備

建物	200千円
工具器具備品	5,201千円
ソフトウエア	2,066千円
ソフトウエア仮勘定	24,110千円

#### ②当事業年度において継続中の主要な設備の新設、拡充

該当事項はありません。

### (4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第31期	第32期	第33期	第34期（当期）
売上高	917,288 千円	1,147,517 千円	1,332,179 千円	1,709,105 千円
当期純利益	10,600 千円	125,779 千円	206,312 千円	254,782 千円
1株当たり当期純利益	1.49 円	17.38 円	25.35 円	28.93 円
総資産	689,395 千円	868,835 千円	1,122,104 千円	2,461,620 千円
純資産	290,410 千円	623,189 千円	908,750 千円	2,219,603 千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当社は、平成27年8月31日付けで普通株式1株につき200株の株式分割を、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。 第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (6) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

### ① コーポレートブランド価値の向上

当社が成長するためには、ユーザーから支持されるサービスを提供し続けることに加え、当社の知名度を向上させ、当社サービスを指名買いしていただける当社のファンを、一人でも多く増やしていくことが必要不可欠であると考えています。当社は、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びC S R活動により、当社のコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

### ② 当社サービスの知名度の向上と利用者数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社サービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動により、当社及び当社サービスの知名度を向上させること、また、当社のユーザーに当社の他のサービスにも興味を持つていただけるよう、個々のサービスの連携強化、さらに様々な業者と提携をすることで新規顧客開拓を行い、利用者の増加に取り組んでまいります。

### ③ ユーザーの満足度の向上

当社が成長するためには、ユーザーの満足度の向上を継続的に図っていく必要があると認識しております。当社コールセンターの拡充、ユーザーへの対応力の強化に努めるよう取り組んでいくとともに、営業体制を強化し、提携先の全国カバー率を高め、ユーザーの選択肢の増加に努めてまいります。

### ④ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイトはWEBで運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバー機器の拡充に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ課題であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念・風土にあった人材の登用を進めてまいります。

⑦ 更なる成長拡大に向けた、新規事業の展開について

ライフエンディング市場におけるユーザーのニーズは時代に伴って変化し、当社においてもユーザーのニーズを満たす新規事業を展開していくことが重要な課題であると認識しております。ユーザーの様々なニーズに合致したサービスの開発に、積極的に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（平成30年1月31日現在）

事業	主要製品及び事業内容
ライフエンディングサービス事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成30年1月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減
75名	24名

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）22名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成30年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京都民銀行	15,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,213,200株  
（自己株式244株含む）  
(3) 株主数 2,661名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
清水 祐孝	2,914,736 株	31.64 %
株式会社 かまくらホールディングス	800,000	8.68
YJ1号投資事業組合	720,000	7.82
株式会社SMBC信託銀行 管理信託(A019)	400,000	4.34
株式会社SMBC信託銀行 管理信託(A020)	400,000	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	352,700	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	350,000	3.80
MSIP CLIENT SECURITIES	349,200	3.80
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	274,100	2.98
ブレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス株式会社	240,600	2.61

(注) 持株比率は、自己株式(244株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第6回新株予約権
発行年月日	平成26年5月31日	平成27年1月8日	平成29年6月8日
区分	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)
保有数	1名	3名	4名
新株予約権の数	30個	80個	4,803個
新株予約権の目的となる株式の数	24,000株	64,000株	480,300株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	100円
新株予約権1個当たりの行使価格	新株予約権1個当たり 156,000円 (1株当たり195円)	新株予約権1個当たり 156,000円 (1株当たり195円)	新株予約権1個当たり 166,500円 (1株当たり1,665円)
権利行使期間	平成28年6月1日から 平成36年5月25日まで	平成29年1月9日から 平成36年12月25日まで	平成30年5月1日から 平成36年5月10日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の譲渡、質入れその他一切の処分及び相続は認めない。
- ③ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場された日、又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、平成30年1月期乃至平成36年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が960百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 当社は平成27年7月21日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月31日付で普通株式1株を200株、平成28年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行つております。これにより第1回新株予約権及び第3回新株予約権に係る「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権1個当たりの行使価格」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

項目	第7回新株予約権
発行年月日	平成29年6月8日
区分	従業員
交付者数	41名
新株予約権の数	3,481個
新株予約権の目的となる株式の数	348,100株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	1,600円
新株予約権1個当たりの行使価格	新株予約権1個当たり 166,500円 (1株当たり1,665円)
権利行使期間	平成30年5月1日から 平成34年5月10日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、平成30年1月期乃至平成32年1月期のいづれかの事業年度において、営業利益が650百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参考すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりです。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成30年1月31日現在）

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清水 祐孝	公益財団法人つなぐいのち基金理事
代表取締役社長	相木 孝仁	
取 締 役	須藤 諭史	執行役員 管理部門管掌、経営管理部長、金融サービス準備室長
取 締 役	上村 和彦	執行役員
取 締 役	川辺 英彦	執行役員 当社書籍コンテンツ事業部長、開発室長
取 締 役 (監査等委員)	植松 則行	国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役 植松公認会計士事務所 所長 アステラス製薬株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	河合 順子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士 一般財団法人ソフトータルビューティ試験センター理事
取 締 役 (監査等委員)	末澤 和政	東部商事株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 平成29年4月21日開催の第33期定時株主総会において、相木孝仁氏及び川辺英彦氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。  
2. 平成29年9月14日付で、代表取締役社長清水祐孝は代表取締役会長に、取締役副社長相木孝仁は代表取締役社長にそれぞれ就任しております。  
3. 取締役（監査等委員）植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏は、社外取締役であります。  
4. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名しており、当該補助すべき使用人による重要会議への出席や、従業員からの定期的なヒアリングを通じて、監査等委員の監査に必要な情報収集を行い、監査等委員に隨時連携する体制を取っているため、常勤の監査等委員の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。  
5. 当社は、取締役（監査等委員）植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
6. 取締役（監査等委員）植松則行氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
7. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しております、主に企業法務の分野を専門分野としております。  
8. 取締役（監査等委員）末澤和政氏は、長年上場会社の経営に携っており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、各監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要	
取締役 (監査等委員を除く)	5名	108,210千円	(うち社外 一名	一千円)
取締役 (監査等委員)	3名	9,000千円	(うち社外 3名	9,000千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、平成29年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。  
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会決議において、年10百万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役及びアステラス製薬株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士及び一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）末澤和政氏は、東部商事株式会社非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 監査等委員	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会16回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会16回中15回に出席し、また監査等委員会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。
社外取締役 監査等委員	末澤 和政	当事業年度に開催した取締役会16回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、長年上場会社の経営に携わってきた経験と幅広い見解を踏まえ、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬	14,000千円 2,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）は、公募増資に係るコンフォートレター作成業務等であります。  
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・同監査法人の運営が著しく不当

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (3) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (5) 取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
- (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
- (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- (4) 取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
- (5) 取締役会は、毎年リスク管理体制について検討し、必要があれば見直しを行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- (2) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
- (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

### 5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
- (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

### 6. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取り、その意見を十分尊重して実施するものとする。
- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を16回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と隨時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成30年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
[資 産 の 部]				
流 動 資 產	2,229,869	流 動 負 債	227,685	
現 金 及 び 預 金	1,862,814	買 掛 金	431	
売 掛 金	326,881	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,000	
製 品	2,860	未 払 金	66,393	
仕 備 品	2,200	未 払 費 用	77	
貯 藏 品	898	未 払 法 人 税 等	62,951	
前 払 費 用	20,771	未 払 消 費 税 等	37,360	
繰 延 税 金 資 產	13,134	前 受 金	14,252	
そ の 他	2,710	預 り 金	9,608	
貸 倒 引 当 金	△2,403	賞 与 引 当 金	25,048	
固 定 資 產	231,751	そ の 他	1,562	
有 形 固 定 資 產	65,652	固 定 負 債	14,331	
建 物	43,705	長 期 借 入 金	5,000	
工 具 器 具 備 品	21,947	退 職 給 付 引 当 金	9,331	
無 形 固 定 資 產	34,354	負 債 合 計	242,016	
ソ フ ト ウ ェ ア	10,040	[純 資 產 の 部]		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	24,110	株 主 資 本	2,213,554	
そ の 他	202	資 本 金	778,396	
投 資 そ の 他 の 資 產	131,745	資 本 剰 余 金	738,396	
投 資 有 価 証 券	50,000	資 本 準 備 金	738,396	
繰 延 税 金 資 產	4,441	利 益 剰 余 金	696,885	
敷 金 及 び 保 証 金	52,204	そ の 他 利 益 剰 余 金	696,885	
保 険 積 立 金	23,558	繰 越 利 益 剰 余 金	696,885	
そ の 他	1,540	自 己 株 式	△123	
		新 株 予 約 権	6,049	
		純 資 產 合 計	2,219,603	
資 產 合 計	2,461,620	負 債 ・ 純 資 產 合 計	2,461,620	

# 損 益 計 算 書

(平成29年2月1日から)  
(平成30年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 領	
売上高		1,709,105
売上原価		621,546
売上総利益		1,087,559
販売費及び一般管理費		682,462
営業利益		405,096
営業外収益		
受取利息	56	
保険事務手数料	358	
助成金収入	300	
その他	601	1,316
営業外費用		
支払利息	420	
為替差損	1,052	
株式公開費用	32,692	
保険解約損	954	
調査費用	7,889	
その他	3,308	46,317
経常利益		360,095
税引前当期純利益		360,095
法人税、住民税及び事業税		107,880
法人税等調整額		△2,568
当期純利益		254,782

# 株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から)  
(平成30年1月31日まで)

(単位 千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 緑越利益剰余金	利益剰余金合計	利益剰余金合計		
当期首残高	253,324	213,324	213,324	442,102	442,102	—	908,750
当期変動額							
新株の発行	525,072	525,072	525,072				1,050,144
当期純利益				254,782	254,782		254,782
自己株式の取得						△123	△123
新株予約権の発行							
当期変動額合計	525,072	525,072	525,072	254,782	254,782	△123	1,304,803
当期末残高	778,396	778,396	738,396	696,885	696,885	△123	2,213,554

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	908,750
当期変動額		
新株の発行		1,050,144
当期純利益		254,782
自己株式の取得		△123
新株予約権の発行	6,049	6,049
当期変動額合計	6,049	1,310,852
当期末残高	6,049	2,219,603

## 個 別 注 記 表

### 重 要 な 会 計 方 針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、 仕 掛 品………移動平均法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
貯 藏 品………最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定率法。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～38年

工具器具備品 3～15年

無 形 固 定 資 産 … 定額法。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 ……………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 ……………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) 退 職 給 付 引 当 金 ……………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

変動金利の借入金の金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。当該取引は金利スワップの特例処理の適用要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

##### (2) 消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,601千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	1,471千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	10,000千円
長期借入金	5,000千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	9,213,200株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	244株
3. 新株予約権に関する事項	
当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
普通株式 250,400株	
4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発行日が翌年度となるもの	
平成30年4月20日開催の第34期定時株主総会において次のとおり付議いたします。	

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	基準日	効力発生 日
平成30年 4月20日	普通株式	利益剰余金	55百万円	平成30年 1月31日	平成30年 4月23日

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	5,202千円
棚卸資産評価損	914 " "
減価償却超過額	821 " "
有価証券評価損	905 " "
貸倒引当金	742 " "
賞与引当金	7,739 " "
退職給付引当金	2,855 " "
その他	956 " "
繰延税金資産小計	20,138千円
評価性引当額	2,563 " "
繰延税金資産合計	17,575千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を主に自己資本で調達しております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,862,814	1,862,814	—
(2) 売掛金	326,881	326,881	—
貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>	△2,403	△2,403	—
	324,478	324,478	—
資産計	2,187,293	2,187,293	—
(1) 買掛金	431	431	—
(2) 未払金	66,393	66,393	—
(3) 未払法人税等	62,951	62,951	—
(4) 未払消費税等	37,360	37,360	—
(5) 長期借入金 <sup>(※2)</sup>	15,000	14,951	48
負債計	182,136	182,088	48
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一緒にして処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難だと認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	50,000
敷金及び保証金（※2）	52,204

（※1）非上場株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

（※2）敷金及び保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

#### (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,862,814	—	—	—
売掛金	326,881	—	—	—
合計	2,189,696	—	—	—

#### (注4) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	10,000	5,000	—	—	—	—

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はございません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	240円27銭
1 株当たり当期純利益	28円93銭

## 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立について)

1. 当社は、平成29年11月24日開催の取締役会において、高齢者の方々との接点を増やす目的で、ペットシッターサービス会社を設立することを決議いたしました。

設立予定の子会社の概要は以下のとおりであります。

- (1) 名称：株式会社鎌倉新書Care pets
- (2) 所在地：日本
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 古西 健太郎
- (4) 資本金：20,000千円
- (5) 設立年月日：平成30年2月1日
- (6) 事業内容：ペットシッターサービス
- (7) 出資比率：当社100%

2. 当社は、平成30年3月8日開催の取締役会において、高齢者の方々との接点を増やす目的で、パソコン教室を運営する会社を設立することを決議いたしました。

設立予定の子会社の概要は以下のとおりであります。

- (1) 名称：株式会社鎌倉新書みんなのパソコン俱楽部
- (2) 所在地：日本
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 相木 孝仁
- (4) 資本金：10,000千円
- (5) 設立年月日：平成30年3月予定
- (6) 事業内容：パソコン教室の運営
- (7) 出資比率：当社75%

(新株予約権の発行について)

当社は、平成30年3月8日、平成30年3月20日に開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議しました。

第8回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

2,513個

(新株予約権1個につき普通株式100株)

2. 新株予約権の発行価格

2,500円

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式251,300株

4. 新株予約権の行使に際しての払込金額

1個につき227,400円

5. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額

577,738,700円

6. 新株予約権の権利行使期間

平成30年3月26日から平成37年3月25日

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格のうち資本組入額および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成31年1月期乃至平成34年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が850百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参考すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参考すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 9. 新株予約権の割当日

平成30年3月26日

---

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月20日

株式会社 鎌倉新書  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本和巳㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月20日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 植松 則行 ㊞

監査等委員 河合 順子 ㊞

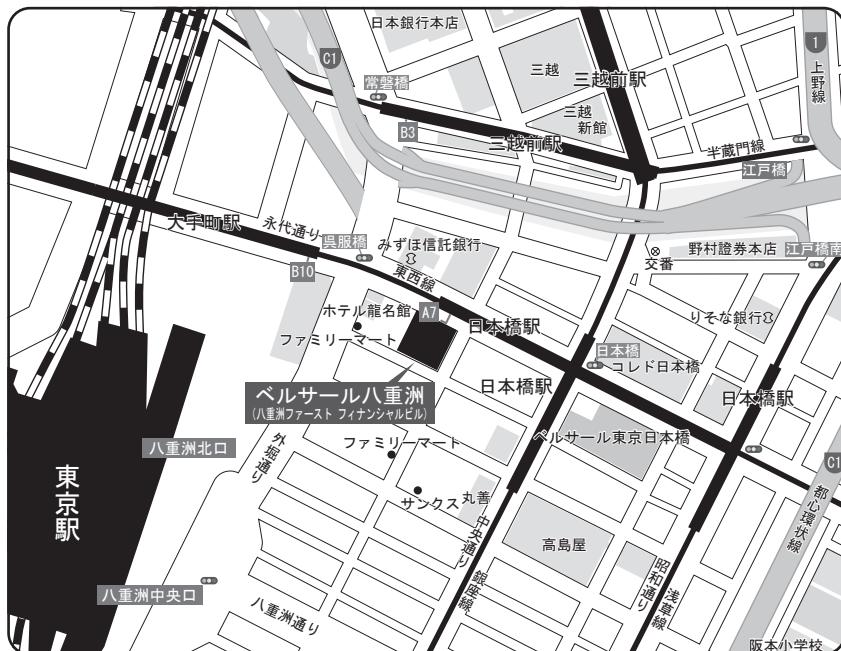
監査等委員 末澤 和政 ㊞

(注) 監査等委員植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲1丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 B+Cルーム



### <交通のご案内>

#### ● JR線

東京駅八重洲北口 徒歩3分

#### ● 地下鉄

丸ノ内線東京駅八重洲北口 徒歩3分

東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結

半蔵門線 三越前駅B3出口 徒歩4分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。